

第1回定時株主総会招集ご通知に際しての電子提供措置事項

- ・ 連結持分変動計算書
- ・ 連結注記表
- ・ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表
- ・ 会計監査人の監査報告書
- ・ 監査等委員会の監査報告書

AIフュージョンキャピタルグループ株式会社

上記事項につきましては、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載を省略しております。なお、本株主総会におきまして、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様は電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

連結持分変動計算書

(自：2024年4月1日)
(至：2025年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素 その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産
2024年4月1日残高	100	2,437	2,146	△196	2
当期利益			668		
その他の包括利益					0
当期包括利益合計	—	—	668	—	0
自己株式の取得及び処分		1		△638	
新株予約権の発行		114			
企業結合による変動			77		
所有者との取引額合計	—	116	77	△638	—
2025年3月31日残高	100	2,553	2,892	△834	2

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	合計
	その他の資本の構成要素		合計		
	確定給付制度の再測定	合計			
2024年4月1日残高	—	2	4,490	1	4,492
当期利益		—	668	575	1,243
その他の包括利益	1	1	1	—	1
当期包括利益合計	1	1	670	575	1,245
自己株式の取得及び処分		—	△636		△636
新株予約権の発行		—	114		114
企業結合による変動		—	77	393	470
所有者との取引額合計	—	—	△444	393	△50
2025年3月31日残高	1	4	4,716	971	5,687

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(注) 百万円未満切捨

(継続企業の前提に関する注記)

該当する事項はありません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS会計基準）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

当社グループは、当連結会計年度からIFRS会計基準を初めて適用しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	8社
主要な連結子会社の名称	株式会社ショーケース ミライドア株式会社

当連結会計年度より、株式を取得したため、株式会社ショーケース他を連結の範囲に含めております。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数	42社
主要な会社等の名称	株式会社ラバブルマーケティンググループ ロボットものづくりスタートアップ支援投資事業有限責任組合

なお、当連結会計年度において、株式会社ラバブルマーケティンググループの株式を取得したこと、また、Tohokuライフサイエンス・インパクト投資事業有限責任組合、信州スタートアップ・承継支援2号投資事業有限責任組合、関西みらいサクセスサポート投資事業有限責任組合、埼玉県渋沢MIXイノベーション創出支援投資事業有限責任組合を設立し、新たに持分法適用会社といたしました。

また、京都想いをつなぐ投資事業有限責任組合、投資事業有限責任組合ブリッジベンチャーファンド2020、投資事業有限責任組合ブリッジベンチャーファンド2014、もりおか起業投資事業有限責任組合、こうべしんきん地域再興ファンド投資事業有限責任組合、ふくしま夢の懸け橋投資事業有限責任組合が全財産の分配を完了したため、持分法適用の範囲から除外いたしました。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類には、当社グループの決算日と異なる日を決算日とする関連会社の計算書類が含まれております。

当社グループ関係会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該関係会社の計算書類に調整を加えております。

(5) 会計方針に関する事項

① 金融資産の評価基準及び評価方法

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発行日に当初認識しております。その他のすべての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産等に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

② 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 8－24年
- ・工具器具及び備品 4－20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

③ 無形資産の償却方法

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合

で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 3－5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④ リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

⑤ のれんに関する事項

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、每期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除

した価額で表示しております。

⑥ 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

⑦ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引しており

ます。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

・有給休暇引当金

有給休暇制度に基づき従業員に対して付与される有給休暇の未消化分に対して、負債を認識しています。

⑧ 従業員給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度を運営しております。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

⑨ 収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

投資事業組合管理収入については、顧客との投資事業組合契約に基づいて組合管理運営サービスを提供する履行義務を負っています。当該組合契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

営業投資有価証券売上高については、株式投資等によるキャピタルゲインであり、顧客との譲渡契約に基づいて有価証券を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は有価証券を引き渡すことであり、また顧客より有価証券の対価を受領した時点において、顧客が当該有価証券に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。また、売上原価については、売却有価証券帳簿価額、投資損失引当金繰入額及び戻入額、減損損失、支払手数料等を計上しております。

コンサルティング収入については、顧客との業務委託契約に基づいてコンサルティングサービスを提供する履行義務を負っています。当該業務委託契約は、概ね一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

⑩ 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び取得企業が従来保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計が、取得した識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として計上しております。

非支配持分を公正価値で測定するか、又は識別可能な純資産の認識金額の比例持分で測定するかについては、企業結合ごとに選択しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。取得日時点に存在していた事実と状況を、取得日当初に把握していたとしたら認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間（以下「測定期間」という。）に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は最長で1年間であります。

なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からののれんは認識しておりません。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループ

段階的に達成される企業結合の場合、当社グループが以前保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得又は損失は純損益として認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

非金融資産の減損

当社グループは、有形固定資産、のれんを含む無形資産について、減損テストを実施しております。減損テストにおける回収可能価額の算定においては、資産の耐用年数、将来キャッシュ・フロー、税引前割引率及び長期成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度の連結計算書類に計上した有形固定資産、のれん及び無形資産の金額は、それぞれ76百万円、1,710百万円、108百万円であります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 491百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計 年度末(株)
発行済株式(普通株式)	8,902,600	—	—	8,902,600
自己株式(普通株式)	303,230	730,845	10,000	1,024,075

(注) 1. 自己株式の株式数の増加730,845株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得及び株式移転によるものであります。

2. 自己株式の株式数の減少10,000株は、譲渡によるものであります。

2 新株予約権に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
当社	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	普通株式	—	1,024,000	—	1,024,000	114
	合計		—	1,024,000	—	1,024,000	114

(注) 1. 新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

2. 新株予約権の目的となる株式の増加は株式移転に際して交付したものであります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当する事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

該当する事項はありません。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

(営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(営業投資有価証券、その他の金融資産、投資有価証券)

活発な市場の取引価格が入手できる場合は、当該取引価格を使用して公正価格を測定しております。

非上場株式等の市場価格のない場合においては、割引将来キャッシュ・フロー、類似業種比較、収益性や純資産に基づく評価モデル等により適切に評価し公正価格を測定しております。

当社グループが管理・運営する投資事業組合からの投資先においては、投資先の信用リスクや財務状況等の継続的なモニタリングにより評価基準に基づき評価しております。

(社債及び借入金)

固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引く方法により測定しております。

変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、公正価格は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

短期間で決済されるものは、公正価格は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該

帳簿価額によっております。

② 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。なお、連結財政状態計算書において公正価値と帳簿価額が近似している金融商品は、以下の表には含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融負債 長期借入金	189	185
合計	189	185

(注) 長期借入金の公正価値はレベル2に分類しております。

③ 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産： 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
営業投資有価証券	578	—	192	771
投資有価証券	282	—	53	335
合計	860	—	246	1,107

④ 評価プロセス

レベル3に分類された金融商品については、経営管理部門責任者により承認された評価方針及び手続きに従い、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。評価結果は経営管理部門責任者によりレビューされ、承認されております。

⑤ レベル3に分類された金融商品に関する定量的情報

レベル3に分類される金融商品は、主に非上場株式であります。

非上場株式の公正価値の測定は、入手可能なデータより評価基準に基づき適切に評価し公正価値を測定しております。

その結果については、適切な責任者により承認しております。

- ⑥ レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表
 レベル3に分類された金融商品の期首から期末までの変動は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	133
利得及び損失合計	△30
純損益(注)1	△30
その他の包括利益	—
購入	11
売却	△19
レベル3からの振替	—
その他(注)2	150
期末残高	246
報告期間末に保有している資産について純損益に計上された当期の未実現損益の変動(注)1	△30

- (注) 1. 連結損益計算書の「投資収益」、「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。
 2. その他は、企業結合による増加であります。
 3. 公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	売上収益
顧客との契約から認識した収益	2,412
その他の源泉から認識した収益	675
合計	3,088

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項) (5) 会計方針に関する事項」の「⑨ 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	14
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	261
契約資産 (期首残高)	—
契約資産 (期末残高)	8
契約負債 (期首残高)	278
契約負債 (期末残高)	345

契約資産は、受託開発について、期末日現在で進捗度に基づいて認識した収益にかかる未請求の対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、履行義務を充足する前に顧客から受け取った対価であります。契約負債は、履行義務を充足した時点で収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分	584円10銭
基本的1株当たり当期利益	84円49銭
希薄化後1株当たり当期利益	83円01銭

(重要な後発事象に関する注記)

(新株予約権の行使)

2025年4月1日から2025年4月30日までの間に、新株予約権の権利行使がありました。権利行使の概要は以下のとおりであります。

新株予約権の名称	第2回新株予約権
発行する株式の種類	普通株式
行使新株予約権個数	800個
交付株式数	80,000株
行使価額総額	100百万円
資本金増加額 ※1、2	50百万円
資本剰余金増加額 ※1、2	50百万円

※1. 資本金増加額、資本剰余金増加額には新株予約権の振替額が含まれております。

2. 上記の新株予約権行使による新株発行の結果、2025年4月30日現在の発行済株式総数は8,982,600株、資本金は150百万円、資本剰余金は2,603百万円となっております。

(株式取得に関する基本合意書の締結)

当社は2025年5月14日開催の当社取締役会において、株式会社エデン（以下、「対象会社」といいます。）の株式を取得し子会社化することについての基本合意書（以下、「本基本合意書」といいます。）を締結することを決議いたしました。

1. 本基本合意書締結の理由

当社は、有価証券と並ぶ投資対象として暗号資産投資事業に進出いたしました。当該暗号資産関連事業のうち、暗号資産交換業者としての登録を要する「プロ投資家向けトークン販売事業」と「IEO事業」について、対象会社が金融庁認可（以下、「本認可」）の取得手続き中であり、また、取得可能性が高い旨の説明を対象会社の株主である石川英治氏（以下、「本売主」）から受けたことから、これまで以上の事業領域拡大を図ることが可能になると考えたためであります。

2. 本基本合意書及び本基本合意書の相手先の概要

当社と本売主は、本基本合意書に基づき、以下のとおり段階的に対象会社の株式取得（子会社化）を行います。

(1) 本基本合意書締結日以降、当社が対象会社に対する買収監査を速やかに行い、買収監査報告書の内容について当社が本売主と協議を要すると判断する事項がない限

り、株式譲渡契約（以下、「本契約」）を締結し、本売主は対象会社株式（発行済株式総数：1,000株）のうち333株を当社に譲渡し、当社は本売主にその譲渡対価として金1,000万円を支払う。ただし、本契約の前提条件として、対象会社が一般社団法人日本暗号資産取引業協会（以下、「JVCEA」）の第二種会員になることとする。

(2) 対象会社が本登録を完了し、且つJVCEAの第一種会員の取得ができ次第、本売主は対象会社株式のうち667株を当社に譲渡し、当社は本売主にその譲渡対価として金2億9,000万円を支払う。

なお、対象会社が、JVCEA 第二種会員、第一種会員及び暗号資産交換業登録等を行う際に要する費用については、対象会社が費用を負担するものとする。ただし、登録等が完了するまでの資金負担は本売主が対象会社へ融資することで行い、登録等が完了後は当社が対象会社へ資金注入（融資又は増資引受）することで本売主から対象会社への融資を即時返済するものとする。

本売主及び当社は、上記(1)記載の譲渡完了後、一定期間を経てもなお本登録が叶わず、当社が本登録の可能性が極めて低いと判断した場合には、上記(1)の反対取引を行うこととする。

なお、譲渡対価については、2025年4月18日付「資金の借入に関するお知らせ」にて開示の株式会社ショーケースからのM&A資金等を資金使途とした借入金の一部より支払う予定です。

また、本売主は、本基本合意書締結日以降において、当社に暗号資産に関する顧客（以下、「本件顧客」）を紹介することができ、当社及び当社のグループ会社は、本件顧客との取引により収益を獲得した場合、本売主に対して、本件顧客との取引内容に応じて当社と本売主が協議の上で都度定める紹介料を支払うものとします。

本基本合意書の相手先の概要		
氏名	石川 英治	
住所	東京都目黒区	
職業の内容	勤務先の名称	株式会社エデン
	本店の所在地	東京都品川区上大崎2丁目15番2号
	事業の概要	ブロックチェーン技術に関するコンサルティング及びシステムの販売
当社と株式取得の相手先との間の関係		
株式取得の相手先が保有している当社の株式数	—	
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。	

対象会社の概要				
1	名称	株式会社エデン		
2	所在地	東京都品川区上大崎2丁目15番2号		
3	代表者の役職・氏名	代表取締役 石川 英治		
4	事業内容	ブロックチェーン技術に関するコンサルティング及びシステムの販売		
5	資本金	10,000 千円 (2024年10月現在)		
6	設立年月日	2017年10月		
7	大株主及び持株比率	石川 英治 100%		
8	当社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
		人的関係	該当事項はありません。	
		取引関係	該当事項はありません。	
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
9	当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	2022年10月期	2023年10月期	2024年10月期
	純資産	11,092千円	11,174千円	10,836千円
	総資産	12,816千円	11,284千円	11,236千円
	1株当たり純資産	55,463円	55,870円	54,182円
	売上高	2,640千円	1,155千円	450千円
	営業利益 (△損失)	223千円	191千円	△267千円
	経常利益 (△損失)	223千円	191千円	△267千円
	当期純利益 (△損失)	104千円	81千円	△337千円
	1株当たり当期純利益 (△損失)	522円	406円	△1,687円
1株当たり配当金	—	—	—	

3. 日程

1	取締役会決議	2025年5月14日
2	本基本合意書の締結	2025年5月14日
3	買収監査の実施	2025年5月中旬
4	対象会社によるJVCEAの第二種会員の取得、本契約の締結及び第1回譲渡実行 (対象会社株式取得)	2025年5月下旬 (予定)
5	対象会社による本認可取得及びJVCEAの第一種会員の取得、第2回譲渡実行 (対象会社株式取得)	今後決定予定

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

AIフュージョンキャピタルグループ株式会社
取締役会御中

HLB Meisei有限責任監査法人
東京都台東区

指定有限責任社員 公認会計士 武田 剛
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉田 隆伸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内

部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	169	【流動負債】	24
現金及び預金	166	未払金	7
前払費用	2	未払費用	8
その他	0	未払法人税等	2
		預り金	1
		賞与引当金	0
		その他	3
		【固定負債】	2,705
		長期借入金	2,700
		退職給付引当金	5
		負債合計	2,730
		純資産の部	
【固定資産】	6,382	【株主資本】	3,705
有形固定資産	3	資本金	100
建物	2	資本剰余金	4,541
工具、器具及び備品	0	その他資本剰余金	4,541
投資その他の資産	6,379	利益剰余金	△104
関係会社株式・出資金	6,241	その他利益剰余金	△104
長期貸付金	130	繰越利益剰余金	△104
敷金・保証金	0	自己株式	△832
繰延税金資産	7	【新株予約権】	115
		純資産合計	3,821
資産合計	6,551	負債及び純資産合計	6,551

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自：2024年10月1日)
(至：2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	120
売上総利益	120
販売費及び一般管理費	219
営業損失	99
営業外収益	
受取利息及び配当金	0
その他の	2
営業外費用	
支払利息	9
自己株式手数料	0
新株予約権発行費	2
経常損失	109
税引前当期純損失	109
法人税、住民税及び事業税	2
法人税等調整額	△7
当期純損失	104

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 : 2024年10月1日)
(至 : 2025年3月31日)

(単位 : 百万円)

	株 主 資 本						株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金		自 己 株 式	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	100	4,541	4,541	—	—	△714	3,927
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失				△104	△104		△104
自 己 株 式 の 取 得						△117	△117
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△104	△104	△117	△222
当 期 末 残 高	100	4,541	4,541	△104	△104	△832	3,705

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	1	3,929
当 期 変 動 額		
当 期 純 損 失		△104
自 己 株 式 の 取 得		△117
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	114	114
当 期 変 動 額 合 計	114	△107
当 期 末 残 高	115	3,821

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(注) 百万円未満切捨

(継続企業の前提に関する注記)

該当する事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～14年
----	--------

工具器具及び備品	5年～14年
----------	--------

無形固定資産は、定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により算定した額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は子会社からの経営指導料となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた経営にかかわる管理・指導を行うことが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識することとしております。

(5) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度計上額

関係会社株式 6,241百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式は、株式の実質価額が著しく低下している場合、当該会社の事業計画に基づく業績を踏まえ回復可能性を評価しています。事業計画については経済環境の変動に係るリスク等により、翌事業年度以降において結果が大きく異なることがあります。実績が異なった場合、経営成績等に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権 130百万円

長期金銭債務 2,700百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

営業取引

営業収益 120百万円

営業費用 2百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び総数

普通株式 1,024,075株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金否認額	0百万円
賞与引当金否認額	0百万円
株式報酬費用否認額	39百万円
その他	0百万円
繰延税金資産小計	40百万円
評価性引当額	△32百万円
繰延税金資産の合計	7百万円

2. 決算日後における法人税等の税率の変更

当社は2025年4月からの新株予約権の行使により資本金が1億円超となり、法人事業税の外形標準課税が適用となります。これに伴い2026年3月期の繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は34.59%から30.62%に変更しております。

また、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。これらの法定実効税率の変更に伴う影響は軽微です。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内 容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ミライドア(株)	東京都 港区	100	バンチャーキャ ピタル事業	100.0	資金支 援 経営指 導	資金の 借入	2,700	長期借 入金	2,700
							利息の支 払	9	未払費 用	5
							経営指導 の受託	120	—	—
子会社	ミライコイン (株)	東京都 港区	20	暗号資産 投資事業	100.0	資金援 助	資金の 貸付	130	長期貸 付金	130
							利息の 受取	0	未収収 益	0

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

1. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。
2. 資金の貸付及び借入の取引金額は、期中平均残高としています。
3. 業務委託料及び委託については、対価として妥当な金額を契約により決定しています。
4. 取引金額には消費税等を含めていません。期末残高には消費税等を含めていません。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|--------------|---------|
| 1 1株当たり純資産額 | 416円22銭 |
| 2 1株当たり当期純損失 | 13円16銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(多額の資金の借入)

当社は、M&A資金等として、2025年4月18日開催の取締役会にて当社の連結子会社である株式会社ショーケースより以下のとおり資金の借入を行うことを決議し、2025年4月21日に資金の借入を行っております

1	借入先	株式会社ショーケース
2	借入金額	10億円
3	資金使途	M&A資金等
4	借入利率	年1.0% (固定)
5	遅延損害金の約定利率	年14.6%
6	契約日	2025年4月18日
7	借入実行日	2025年4月21日
8	借入期間	1年以内
9	返済方法	期日一括返済
10	担保の有無	無

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

AIフュージョンキャピタルグループ株式会社
取締役会御中

HLB Meisei有限責任監査法人
東京都台東区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武田剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田隆伸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社の2024年10月1日から2025年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する

事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年3月31日までの第1期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 監査等委員会
委員長 監査等委員 松本 高一
監査等委員 砂田 有史
監査等委員 蒲生 武志

(注) 監査等委員松本高一、砂田有史及び蒲生武志は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。